

(要領様式第2号)

## 事業計画概要書に対する知事意見書

23北信地環第17号  
平成23年(2011年)7月4日

豊田興産株式会社  
代表取締役 勝山正美 様

長野県北信地方事務所長

平成23年5月16日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第35条の規定による意見は次のとおりです

### 1 提出のあった事業計画概要書

(1) 氏名又は住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	豊田興産株式会社 代表取締役 勝山正美 中野市大字豊津5015番地	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	下高井郡野沢温泉村大字七ヶ巻字朝上1127番地他	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	一般廃棄物最終処分場 産業廃棄物管理型最終処分場	
(4) 処理を行う廃棄物の種類	○一般廃棄物 燃え殻、ばいじん(以上いずれも特別管理一般廃棄物であるものは環境大臣の定める方法(平成4年7月3日厚生省告示第194号)により処理したものに限る。)、 汚泥、廃プラスチック類(石綿含有一般廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有一般廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有一般業廃棄物を含む。)、不燃ごみ 以上いずれも特別管理一般廃棄物を除く。 ○産業廃棄物(管理型) 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、鋳さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。) 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力	埋立容量 約 249,000 m <sup>3</sup> 埋立面積 約 19,000m <sup>2</sup>	
(6) 変更の概要 (変更許可等の場合)	新	旧
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 野沢温泉村七ヶ巻区、東大滝区 飯山市藤沢区、西大滝区、千曲川の一部〔放流水の流下地点(野沢温泉村大字七ヶ巻字朝上 243-4 及び 1095-1 の先)〕 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1の(4)及び第2の2	

<p>(8) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠</p>	<p>(範囲) (1) 野沢温泉村長、飯山市長  (2) 野沢温泉村七ヶ巻区、東大滝区、飯山市藤沢区、西大滝区に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者  (3) (2)の区内で農業、林業又は漁業を営む者  (4) 高水漁業協同組合及び放流水の流下地点で漁業を営む者  (根拠) 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号</p>
<p>(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所</p>	<p>○平成23年7月23日(土)午後7時30分～  七ヶ巻生活改善センター(野沢温泉村大字七ヶ巻389-1)  ○平成23年7月24日(日)午後7時30分～  藤沢多目的集会所(飯山市大字照岡1799-4)  ○平成23年7月25日(月)午後7時30分～  西大滝農村研修集会施設(飯山市大字照岡3025-1)</p>

## 2 知事意見

<p>周辺地域の範囲についての意見</p>	<p>飯山市大字照岡の桑名川区は、その一部が処分場敷地境界線から1kmの範囲内に含まれるため、廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1の(4)により周辺地域に含めることが適当と考えます。</p>
<p>関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見</p>	<p>上記理由により、以下(1)及び(2)についても関係住民に該当するものと考えます。  (1) 飯山市桑名川区に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者  (2) 同区内で農業、林業又は漁業を営む者</p>
<p>事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見</p>	<p>上記理由により、説明会の対象範囲に飯山市桑名川区住民を含めることが適当と考えます。  なお、飯山市長から以下のとおり意見がありました。  ・開催日については、対象住民が可能な限り全員参加できるよう、周辺地域の区長と十分調整してほしい。  ・説明会において参加者からの質問に対し明確な回答が為されなかった場合は、区長と調整の上、再度説明会を開催してほしい。</p>